令和4年5月1日より

低入札調査基準価格の算式が変わりました

これまで

- ・直接工事費の額×10/10
- ・共通仮設費 × 9/10
- ・現場管理費の額×8/10
- ・一般管理費 × 7/10

左記(小数以下切捨)を合計して、 千円未満を切り捨てた金額を

最低制限価格として設定します。



令和4年5月1日から

- ・直接工事費の額×10/10
- ・共通仮設費 × 9/10
- ・現場管理費の額×9/10
- ·一般管理費 × 7/10

左記(小数以下切捨)を合計して、 千円未満を切り捨てた金額を

最低制限価格として設定します。

●適用となる工事

令和4年5月1日以降に入札公告、または指名通知する建設工事

なお、本制度につきまして、このほかの変更点はございません。

(本制度に関するお問合せ)

周南市 契約監理課 工事担当

TEL: 0834-22-8425 FAX: 0834-22-8430

低入札価格調査制度に関する注意

令和4年5月

市が競争入札により発注する建設工事の請負契約締結にあたり、その適正な履行を確保するため、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか」または「契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるか」等を確認するために、低入札価格調査を実施します。

低入札価格調査制度(以下、「本制度」という)の対象となる入札に参加する場合は、本注意 及び「周南市低入札価格に関する事務取扱要綱」、並びに「周南市低入札価格に関する事務取扱 要綱運用要領」を必ずご確認のうえ、入札に参加してください。

◆本制度の対象工事

低入札価格調査の対象となる工事は、以下のとおりです。

- ・予定価格が 1,000 万円以上の競争入札に付する建設工事
- ・入札執行者が特に調査が必要と判断した建設工事

◆低入札調査基準価格の算式

低入札調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を実施します。その算式は、以下のとおりです。

- ・直接工事費の額×10/10
- ・共通仮設費 ×9/10
- ・現場管理費の額×9/10
- ・一般管理費 ×7/10

左記(小数以下切捨)を合計して、 千円未満を切り捨てた金額を

基準価格として設定します。

※「直接工事費の額」及び「現場管理費の額」については、以下のとおり設定します。

(直接工事費の額)・土木系工事:直接工事費

· 営繕系工事:直接工事費-現場管理費相当額

(現場管理費の額) ・土木系工事:現場管理費

· 営繕系工事:現場管理費+現場管理費相当額

(現場管理費相当額) 直接工事費 × 0.1 または 0.2

※係数 (0.1 または 0.2) のどちらを採用するかは、入札公告等と あわせて配付する本制度についての資料に記載しております。

◆数値的判断基準について

低入札価格調査の対象となった場合、以下の数値的判断基準に基づき調査を実施します。

ア 以下の工種ごとの金額が、設計金額の50%以上であること。

(土木系工事:工種(レベル2)、営繕系工事:科目)

- ※その設計金額が100万円未満のものは除く。
- イ (直接工事費+共通仮設費)は設計金額の80%以上であること。
- ウ (現場管理費+一般管理費)は設計金額の45%以上であること。
- エ 共通仮設費率計上分は、設計金額の50%以上であること。
- オ 共通仮設費積上分は、設計金額の50%以上であること。

※アの審査にて、50%未満の工種がある場合は、ヒアリング等の追加調査を実施します。

ただし、次に掲げる工事(以下、「機械設備等工事」という)については、数値的判断基準による調査の対象外となります。機械設備等工事における低入札価格調査はヒアリング等により実施します。その詳細につきましては、調査対象者に対し、個別に通知します。

- ・土木系機械設備工事
- ・土木系電気設備工事
- ・営繕系機械設備工事のうち直接工事費に占める機器単体費の割合が10分の3以上の工事
- ・営繕系電気設備工事のうち直接工事費に占める機器単体費の割合が10分の3以上の工事
- ・解体工事

◆判断基準額の算式

市が設定する判断基準額(失格ライン)の算式は、以下のとおりです。ただし、 上記機械設備等工事については、判断基準額は適用しません。

なお、判断基準額を下回る金額の入札は、不落札とします。

低入札調査基準価格 × 0.98

(本制度に関するお問合せ)

周南市 契約監理課 工事担当

TEL: 0834-22-8425 FAX: 0834-22-8430